

商品概要説明書

積立式定期貯金「虹」

(令和7年3月1日現在)

商 品 名	・積立式定期貯金<エンドレス型> (愛称：虹)
ご利用いただける方	・個人
期 間	・積立期限には定めがありません。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・自動振替により、1 か月、2 か月のいずれかの積立周期により預入れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・1回あたり 3,000 円以上 ・1円単位
払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利 息 (1) 適用金利 (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。 ・払戻時に一括して支払います。 ・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。 ・20.315% (国税 15.315%、地方税 5%) ※の分離課税 ※令和 19 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
手 数 料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率) ・マル優 (障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、各定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店・出張所または金融共済部 金融課(電話：025-527-2020)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部 金融課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 新潟県弁護士会(電話：025-222-5533) そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」

セレモニーサービス 特典	J Aセレモニーサービスをご利用時に以下の特典が適用されます。 ・会員様およびご家族様が利用された時、祭壇料金から 33,000 円値引きいたします。 ・供物、供花代を 1,100 円値引きいたします。ただし、会員様が供え、代金の請求先が会員様ご本人の場合に限らせていただきます。 ・会員様が亡くなられた場合に、供物サービスします。 ※供物（アレンジ花・食用品）どちらか1品を壇引き時にサービスします。 ※上越市・妙高市に限ります。
その他参考となる事項	—

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A えちご上越